

4川健障施第1069号

令和5年3月14日

川崎市障害児者施設・障害福祉サービス事業所管理者様

川崎市健康福祉局障害者保健福祉部長

### 障害者福祉施設等におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

日頃より、本市障害福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、マスク着用に関して、令和5年3月13日以降、「屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」とする一方で、「政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。」とされました。

令和5年2月14日付け国事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」を周知したところですが、同通知を踏まえて、適切な対応を行うよう改めてお願いいたします。

#### 1 マスク着用の考え方

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とした上で、障害者等重症化リスクが高い者が多く生活する障害児者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨することとします。

令和5年2月10日付け国事務連絡によれば、「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」とされています。その場合には、丁寧な説明をいただくようお願いいたします。また、障害児者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や障害児者施設等への訪問時にはマスクの着用が推奨されていることから、障害児者施設等への面会者等へのマスク着用をお願いすることは差支えありませんが、その場合も丁寧な説明をいただくようお願いいたします。なお、マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を徹底いただくようお願いいたします。

（参考）

・「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）」（令和5年2月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001056974.pdf>

・「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」（令和5年2月14日厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001068101.pdf>

（障害者施設指導課事業者指導担当）

電話044-200-0082

Email40sidou@city.kawasaki.jp